

広島県告示第千七百七十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成十九年十一月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

庄原市

二 事業の種類

庄原市湯川地区汚水処理施設建設事業（農業集落排水事業）

三 起業地（起業地及び収用する物件）

1 収用の部分

広島県庄原市高野町下湯川字船原地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

庄原市湯川地区汚水処理施設建設工事（農業集落排水事業）（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十一号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である庄原市は、補助金、起債及び一般財源などにより財源措置を講じている。また、庄原市は、施設の設定及び管理に関する条例を改正する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

（一）本件事業は、庄原市が、農作物の生育不良等の被害防止及び生活環境の改善等を図るため、庄原市高野町下湯川地内において汚水処理施設を建設するものである。本件事業の完成により、農業用水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、農業生産性の向上及び農業集落における生活環境の改善が図られ、併せて公共用水域の水質保全に寄与することから、得られる公共の利益は大きいものと考えられる。

他方、本件事業は、庄原市教育委員会と協議を行ったところ、起業地内において、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき文化財は確認されておらず、工事着手して差し支えない旨の回答を得ている。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事

業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

(二) また、庄原市は、同市高野町下湯川地内において、事業による社会的影響、事業の経済性及び技術的観点等の諸条件を考慮し比較検討を行い、最も合理的な本件事業の起業地を決定した。

(三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

(一) 庄原市湯川地区においては、農業用水路に生活雑排水が直接流入し、悪臭の発生、農作物の生育不良等の被害が生じており、湯川地区住民からも本件事業の早期着手に關する強い要望がある。

さらに、本件事業は、新市建設計画において主要事業に位置付けられている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県庄原市役所